

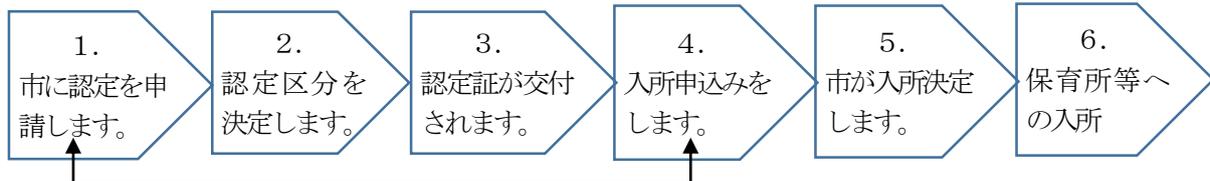
# 「子ども・子育て支援新制度」について

朝倉市子ども未来課保育所係

幼児期の保育・教育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進めるため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。施設の利用に関する主な内容は、次のとおりです。

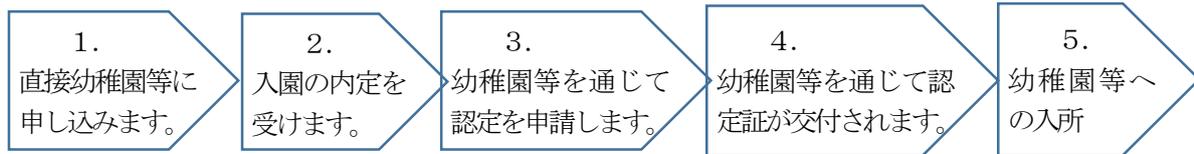
**1** 施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくこととなります。

## 保育所等の利用を希望する場合は



朝倉市では、申請者の負担軽減のため同時申請としています。

## 新制度に移行する幼稚園等の利用を希望する場合は



新制度に移行しない幼稚園等は、上の3. 4. の認定手続きは不要です。(従来どおり)ご希望の幼稚園がどちらかは園にご確認ください。

## 認定区分の決定

認定の申請により、1号、2号又は3号の認定を行います。

	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 3歳以上・保育認定	3号認定 3歳未満・保育認定
認定区分	<p>お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合</p> <p>[利用できる施設等] 幼稚園、認定子ども園</p>	<p>お子さんが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合</p> <p>[利用できる施設等] 保育所、認定子ども園</p>	<p>お子さんが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合</p> <p>[利用できる施設等] 保育所、認定子ども園、地域型保育</p>
認定の要件等	<p>要件はありません。</p> <p>幼稚園は新制度に移行するか、現行のまま継続するかは各園の判断で決まります。現行のまま継続する園のお子様は認定を受ける必要はありません。</p>	<p>保育を必要とする事由〔内閣府令〕 保護者のいずれもが次の事由に該当し、家庭で保育ができない場合に認定されます。</p> <p>①就労 ②妊娠出産 ③保護者の疾病・障がい ④就学(職業訓練校含む) ⑤求職活動(90日以内) ⑥災害復旧 ⑦同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑧虐待、DVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であること</p>	

## 入所要件の変更

保育所等の入所要件（保育を必要とする事由）について、一部が変更となりました。

- ・父母以外の同居の親族（65歳未満の祖父母等）について、就労等の要件がなくなったため雇用証明書等の提出は任意になります。ただし、入所順位を決める際の要素となりますので提出されない場合は入所順位が下がる場合があります。

## 2 保育所利用のための保育認定では、保育の必要量（保育所等が1日にお子さんを預かる時間）が決まります。

2号認定・3号認定の場合は、保護者の就労時間や保育を必要とする事由により、次のいずれかに区分されます。保護者の就労時間は、両親がいる場合は短い方の就労時間で認定します。

- ・「保育標準時間」利用 → フルタイム就労を想定した利用時間（1日最長11時間の保育）
  - ・「保育短時間」利用 → パートタイム就労を想定した利用時間（1日最長8時間の保育）
- 朝倉市では全保育所8:30~16:30の時間帯です。  
(利用時間を越えた保育は、原則、延長保育の対象となります。)

## 3 保育料は市町村民税額により決定をします。

### 算定の根拠

市町村民税額により決定します。

新制度では、父母等の市町村民税の合計額等により決定することになります。

### 保育料

保育標準時間利用者（11時間）と保育短時間利用者（8時間）のそれぞれに保育料が設定されます。

国の基準に基づき市が設定します。

国の基準は、保育標準時間利用者の保育料は現在の保育料を基に設定し、保育短時間利用者の保育料はそれより若干低額に設定し、おおむね現在の水準と同程度になる予定とされています。

### 毎年の切替時期

9月に切替を行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

これにより、前年の収入の変動により市町村民税額が変わり、所得階層に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料になります。

年度当初から入所の場合には一度4月~8月までの保育料をお知らせし、額の変更の有無にかかわらず8月下旬ごろに、9月~翌年3月までの保育料をお知らせします。